

みんなの広場

朝日小学校6年生です

ぼくとわたしの



◇私の夢は、動物関係の仕事につくことです。理由は、動物が好きだし、家で牛や犬や鳥を飼っているからです。

早川 夏希



◇私の夢は、パティシエールになることです。そのためには、おいしいお菓子を作れるようになります。

山内 ありす



◇僕の夢は学校の先生になることです。そのために、これからすべての勉強や運動をがんばっていきたいと思います。

山崎 駆



◇私の夢はバレーボール選手になることです。そのために、体をたくさん動かしたり、外でたくさん遊びたいです。

吉川 翠



◇私の夢は、牧場をつぐことです。理由は、私は牛が大好きだし、牛の種付けなどをやってみたいからです。

和田 咲

加谷 佳子さん
東京都大田区出身

実習牧場
太陽 森藤農場

実習開始日
平成22年4月7日

志望の動機
以前から農業関係のお仕事に興味がありました。新冠町の農業体験実習生の募集を見て、ご縁だと思い応募いたしました。



感想

大自然の中で、毎日穏やかな気持ちで過ごさせてもらっています。実習を体験して、こんなに竹ぼうきを握るのは始めてです。牛の飼料の量など多すぎたり、少なすぎたりとまだまだ、手際よくお仕事ができませんが、これからも頑張りたいと思います。

国民年金だよ！

カラ期間にご注意ください

20歳から60歳になるまでの40年間、国民年金、厚生年金などの公的年金制度に加入して保険料を納めた方には、65歳から月額66,008円の老齢基礎年金が支給されます。
ところで、よく、「老齢基礎年金を受けるのに加入期間が数年足りなかった」といった深刻な話を耳にします。ここで大切なのが「カラ期間」を生かすことです。
老齢基礎年金を受けるためには、25年以上の期間が公的年金制度の保険料を納めた期間か、国民年金の保険料を免除された期間であることが必要です。この25年にはカラ期間も含まれることになっています。

カラ期間とは

このカラ期間は、前述の25年の資格期間に算入されますが、年金額には反映されない「実」のない期間のため、通称「カラ期間」と呼ばれます。
このカラ期間の主なもの、原則、昭和36年4月以後の20歳以上60歳未満の期間で、国民年金に任意加入できた

のに任意加入しなかった次の人の期間などとなっています。①昭和61年3月までの厚生年金などの加入者の被扶養配偶者②平成3年3月までの学生③海外在住の日本人。また、昭和61年3月までに厚生年金などから脱退手当を受けた期間もカラ期間とされています。

本人の申出が必要ですよ

ただし、これらのカラ期間は、年金の未加入期間となっていて、日本年金機構にはその記録が残されていないため、原則として、ご本人の申出に基づいてカラ期間の有無が調査されることになっています。

そのため、25年の老齢基礎年金の資格期間を満たせない方で、カラ期間となる可能性のある期間をもっていると思われる方は、年金事務所また役場の担当窓口はその旨を申し出て、相談してください。

また、カラ期間がないために25年の資格期間を満たせない方は、60歳から70歳になるまでの間に、国民年金の任意加入者になることもできます。この場合の保険料の額は、一般の第一号被保険者と同様、平成22年度は月額15,100円となっています。ただし、任意加入者には免除制度がありませんので、ご注意ください。

環境衛生だよ！

ペットは正しい飼育を、犬、猫の放し飼いはやめましょう！

北海道動物の愛護及び管理に関する条例（北海道ペット条例）では動物を正しく飼うことや人に迷惑をかけないよう飼主の責任が明確にされており、

《周辺環境の保全》

北海道ペット条例においては「ふん、毛又は羽毛等の汚物を適正に処理すること」が飼主の責任とされており、

最近では、市街地において犬のふんの放置が頻発しております。犬のふんの処理は飼主の義務ですので、必ず後始末をお願いします。

《罰則（動物愛護法）》

みだりに愛護動物を殺傷した者には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が、また、みだりに愛護動物を虐待し、または遺棄した者には、30万円以下の罰金等が科せられます。

《飼主が守らなければならないルール》

- ① ペットの放し飼いはしない事。
- ② 公園、道路などの公共の場所や人の土地などを汚物で汚したりしない事。
- ③ 適正な繁殖制限をする事。

《犬、猫の引取り》

犬や猫を飼えなくなった時は、きちんと飼える人に譲るよう努め、それが出来ない場合は、静内保健所に引取りを相談してください。

新冠共同墓地の公募について

新冠町で管理しています新冠共同墓地について、現在空き区画があり、町では、1年以内にお墓を建立する方で新冠町に住所を有する方に随時墓地使用申請の受付を行っています。

○新冠共同墓地（字西泊津）

14区画6㎡ 使用料2万円

●お問い合わせ先

町民福祉課住民福祉グループ（環境衛生）
☎47・2112